

独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入について

呉市では、呉市立小・中・高等学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、契約をすることになっています。

ついては、振興センターの災害共済給付の制度について御理解していただくとともに、加入に同意していただき、同意書に御記入の上、学校長に提出してくださるようお願いいたします。

給付の内容等は、日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令（政令、省令、通達等）に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成22年4月1日現在、その主な内容は次のとおりです。

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- (1) 授業中（特別活動中を含む。）
- (2) 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- (3) 学校の教育計画に基づく課外指導中
- (4) 通常の経路及び方法による通学中（登下校中）

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条によります。]

(1) 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（従って、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上を負担したものの）の場合が給付の対象となります。

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

- (2) 障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770万円（1級）から82万円（14級）が給付されます。（通学中の場合は、1,885万円から41万円）
- (3) 死亡見舞金 2,800万円が給付されます。（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円）

3 給付基準

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- (3) 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- (4) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。

4 共済掛金（年額）

平成22年度	保護者等負担額	295円	（幼稚園）
平成22年度	保護者等負担額	460円	（小中学校）
平成22年度	保護者等負担額	1,380円	（高等学校）